

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 24 日

今治市監査委員 川口 義輝
同 谷口 芳史

監査対象機関	監査結果報告書の日付
産業部 イベント交流推進課	平成 28 年 2 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当について、1か月の時間外勤務時間が60時間を超えた際に、割増分の手当の支給、それに代わる代休の取得のいずれもなされていない事例が見受けられたので、適切に処理されたい。 2 臨時職員、アルバイト職員の賃金について、算定に誤りが見受けられたので、適正に事務処理されたい。 3 補助金について、実績報告が事業完了から大幅に遅れて提出されている事例が見受けられたので、補助事業者に対して適正な事務処理を指導されたい。 4 維持修繕工事について、本来備品の購入として扱われるべき事例が見受けられたので、適正に事務処理されたい。また、当該備品については備品登録がなされていないので、早急に事務処理されたい。 	

(措置の内容)

- 1 週休日の振替届や時間外勤務代休の取得届等に関する記載内容について、課内回覧により休暇の取得状況の情報共有を図り、適正な事務処理を行うよう徹底いたしたい。
- 2 誤った計算式の訂正を行い、数値の検算や突合等、計算結果を複数名で点検し、事務の正確性確保に努めるようチェック体制の強化を図った。
- 3 補助団体に対して、改めて関係規則・要綱等に定める諸条件の周知徹底を行うとともに、事務処理の迅速適正化に努めるよう指導を行った。
- 4 予算執行に際しては、支出科目の誤りがないよう複数名で確認し、今治市会計規則に基づいた適正な執行に努めたい。また、当該機器については適正に備品登録を行った。